

地震被災後の建築物の応急危険度判定について

H23. 3. 29 建築指導課

県では、市町村災害対策本部の要請により、東北地方太平洋沖地震で被災した建築物の倒壊等による二次災害防止のため、応急危険度判定士の派遣を行っています。

応急危険度判定とは

○応急危険度判定は、地震直後、余震などによる被災建築物の倒壊、部材の落下などから生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難すべきかを**応急的に判定するため市町村が行う調査**です。

応急危険度判定の実施について

- 応急危険度判定は、市町村が主体となり行われるもので、市町村災害対策本部の判断により実施**されます。
- 県では、被災した建築物が多数かつ広範囲にわたる場合には、**市町村の災害対策本部の要請により、民間の関係団体と連携して、「応急危険度判定士」の派遣を行っています。**
- 応急危険度判定の実施の有無については、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。**

応急危険度判定の注意点

- 応急危険度判定は、目視などによる応急的な調査により判定を行うものです。
- 被災した建築物を引き続き使用する場合には、どのような補修・補強をしたらよいかを建築の専門家に詳細に調査してもらう必要があります。**
※調査には一定の費用がかかります。
- 被災者生活再建支援法などによる支援を受ける場合に必要な**「り災証明」とは異なります。**
「り災証明」については、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

今回の震災に伴う判定状況

H23.3.29 集計値

■ 実施計画

- ① 実施期間：6日間(3/13(日)～3/18(金)) ※被害状況によって、延長の場合有り
- ② 派遣判定士数：延べ 約500人・日
- ③ 判定調査棟数：約10,000棟(1,500～2,000棟/日)

② 判定実施市町村：26市町村(内訳：22市4町)

県支援：水戸市、石岡市、常陸太田市、潮来市、那珂市、桜川市、大洗町、鉾田市、神栖市、土浦市、稲敷市、阿見町、笠間市、小美玉市、常陸大宮市、常総市、行方市、利根町(15市3町)

単独実施：日立市、結城市、高萩市、つくば市(12(土)から)、ひたちなか市、北茨城市、茨城町、坂東市(7市1町)

※上記以外にも単独で実施している市町村があります。判定活動実施の有無については、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

※継続及び追加実施市町村

3/19(土)以降：日立市、神栖市、土浦市、行方市、高萩市、ひたちなか市、常陸大宮市、河内町、美浦村、笠間市、小美玉市、茨城町(9市2町1村)

■ 平成23年3月25日(金)までの判定結果

	派遣人員 (人・日)		判定棟数 (棟)	判定結果(棟)			判定対象市町村
				調査済	要注意	危険	
累計 (延べ数)	929	民間	382	15,863	9,618 (60.6%)	4,684 (29.5%)	1,561 (9.8%)
		行政	547				
3月12日(日)～ 3月18日(金)	784	民間	324	13,534	8,214 (60.7%)	3,970 (29.3%)	1,350 (10.0%)
		行政	460				
3月19日(月)～ 3月24日(木)	143	民間	58	2,280	1,383 (60.7%)	688 (30.2%)	209 (9.2%)
		行政	85				
3月25日(金)	2	民間	0	49	21 (42.9%)	26 (53.1%)	2 (4.1%)
		行政	2				

22市5町1村
水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、利根町、美浦村

22市4町
水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、利根町

9市2町1村
日立市、土浦市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、神栖市、行方市、小美玉市、茨城町、河内町、美浦村

1市
神栖市